

沿岸広域振興局長告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年11月7日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 陸中山田停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町川向町92番1地先から65番2地先	新	m 19.8～15.0	m 179.5
下閉伊郡山田町川向町92番6地先から65番2地先	旧	14.8～14.7	154.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成29年11月7日から同年12月7日まで